

タフ・アメリカ

- ★タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)
 - ★タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)
 - ★タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)
 - ★タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)
- 追加型投信/海外/資産複合
- ★タフ・アメリカ(マネープールファンド)
- 追加型投信/国内/債券

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号
<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
株式会社りそな銀行

委託会社への照会先

<ホームページ>
<https://www.smd-am.co.jp>
<フリーダイヤル>
0120-88-2976
[受付時間]午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

以下、本書により募集を行うファンドを総称して、「タフ・アメリカ」または「各ファンド」といいます。また、本書により募集を行うファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型) : 為替ヘッジあり 毎月決算型
 タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型) : 為替ヘッジなし 毎月決算型
 タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型) : 為替ヘッジあり 資産成長型
 タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型) : 為替ヘッジなし 資産成長型
 タフ・アメリカ(マネープールファンド) : マネープールファンド

なお、「為替ヘッジあり 毎月決算型」および「為替ヘッジなし 毎月決算型」を総称して、「毎月決算型」という場合があります。また、「為替ヘッジあり 資産成長型」および「為替ヘッジなし 資産成長型」を総称して、「資産成長型」という場合があります。

* 上記以外のファンドが今後追加されることがあります。

<委託会社の情報>

委託会社名：三井住友D S アセットマネジメント株式会社

設立年月日：1985年7月15日

資本金：20億円(2019年4月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：9兆8,581億円(2019年3月末現在)*

* 委託会社は2019年4月1日に合併しています。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前のものであり、三井住友アセットマネジメント株式会社と大和住銀投信投資顧問株式会社の合計金額です。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり 毎月決算型	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信)、 資産配分変更型))	年12回 (毎月)	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジなし 毎月決算型								なし
為替ヘッジあり 資産成長型					年2回			あり (フルヘッジ)
為替ヘッジなし 資産成長型					なし			
マネー プール ファンド	追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	日本	ファミリー ファンド	—

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

■この目論見書により行うタフ・アメリカの募集については、発行者である三井住友D S アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2019年3月15日に関東財務局長に提出しており、2019年3月31日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

◆各ファンド(マネープールファンドを除く)

当ファンドは、主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等を実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

◆マネープールファンド

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



主に米ドル建ての債券、高配当株式、REIT等を実質的に分散投資し、安定したインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、ケイマン籍円建て外国投資信託証券「トータルリターン・ファンド」、および「エクイティ・インカム・ファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 「トータルリターン・ファンド」の運用においては、主に米ドル建てのさまざまな種類の債券等に分散投資し、投資環境の変化等に応じて、債券種別の配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
・ポートフォリオの平均格付けは、原則としてBBB-格相当以上とします。
- 「エクイティ・インカム・ファンド」の運用においては、主に高配当株式、REIT、転換社債等を投資対象とし、利回り水準に着目して分散投資するとともに、投資環境の変化等に応じて、資産配分比率を機動的に変更することで、中長期的な収益の確保を目指します。
- 債券、高配当株式、REIT等の実質的な運用は、ニューバーガー・バーマン・グループが行います。

マネープールファンド

- マネープールファンドは、マネー・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
- マネー・マネジメント・マザーファンドは、国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用を行います。
※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

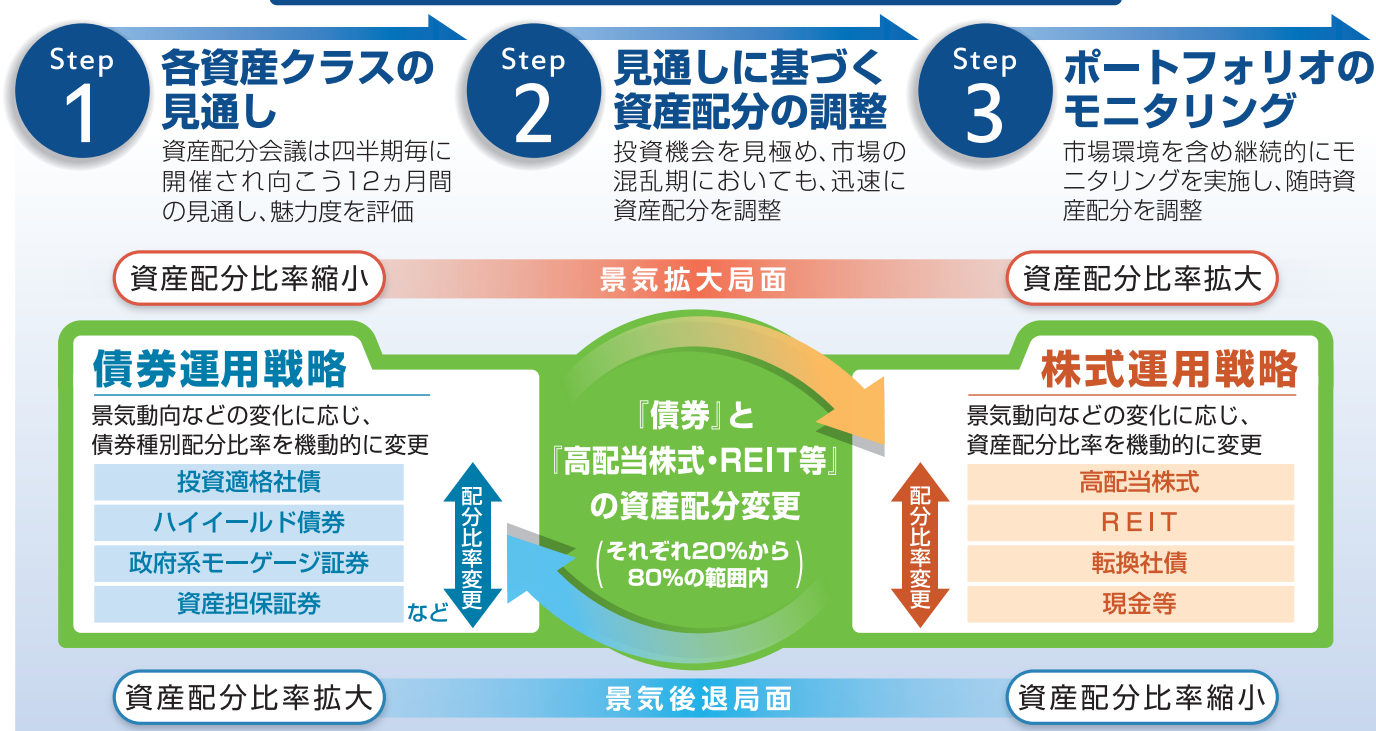
2 市場動向に応じて、『債券』と『高配当株式・REIT等』の資産配分を機動的に変更します。

- 投資環境の変化に対応しながら、中長期的な米国経済の成長を享受することを目指します。
- 景気動向や投資環境の変化に応じて、各資産（『債券』と『高配当株式・REIT等』）の資産配分を機動的に見直します。
- 資産配分（各外国投資信託証券への投資配分）は、ニューバーガー・バーマン株式会社からの投資助言を受けます。

運用プロセスの概要

『債券』と『高配当株式・REIT等』の資産配分の変更プロセスの概要

(イメージ図)



※上記の運用プロセスは将来変更される場合があります。

ニューバーガー・バーマン・グループの概要

NEUBERGER BERMAN



本社オフィスビル：米国ニューヨーク

ニューバーガー・バーマン・グループは、1939年に米国で設立された独立系投資運用会社です。

伝統的資産からオルタナティブ資産まで、フルラインナップの商品を世界中の機関投資家、富裕層のお客様へご提供しています。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 為替ヘッジの有無および決算頻度の異なる4つのファンドとマネー プールファンドがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

	為替ヘッジ	決算頻度	スイッチング
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 毎月決算型)	あり	毎月	 可能
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 毎月決算型)	なし	毎月	
タフ・アメリカ(為替ヘッジあり 資産成長型)	あり	年2回	
タフ・アメリカ(為替ヘッジなし 資産成長型)	なし	年2回	
タフ・アメリカ(マネープールファンド)	—	年2回	

※マネープールファンドのお買付けは、マネープールファンドを除くタフ・アメリカの各ファンドからスイッチングした場合に限定します。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

●為替ヘッジについて

為替ヘッジあり……原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

為替ヘッジなし……原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

●分配方針について

毎月決算型

- ・毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。
- ・また、毎年1、4、7、10月の決算時には基準価額の水準などを考慮し、配当等収益に加え売買益(評価益を含みます。)等を中心に分配する場合があります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資産成長型

- ・毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

マネープールファンド

- ・毎年2月、8月の22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益の分配を目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

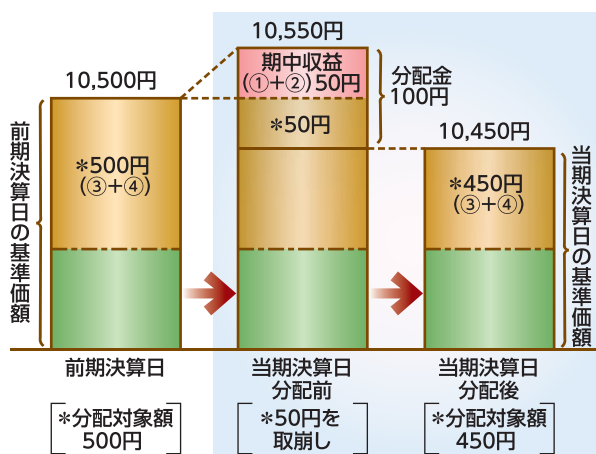


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

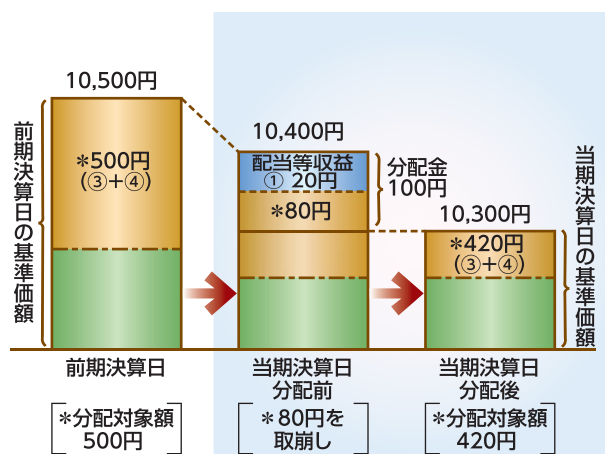
分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



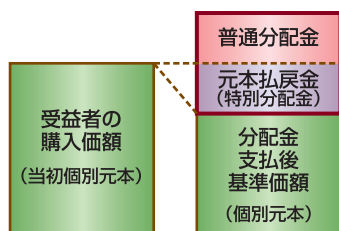
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

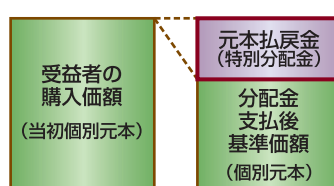
(イメージ図)

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

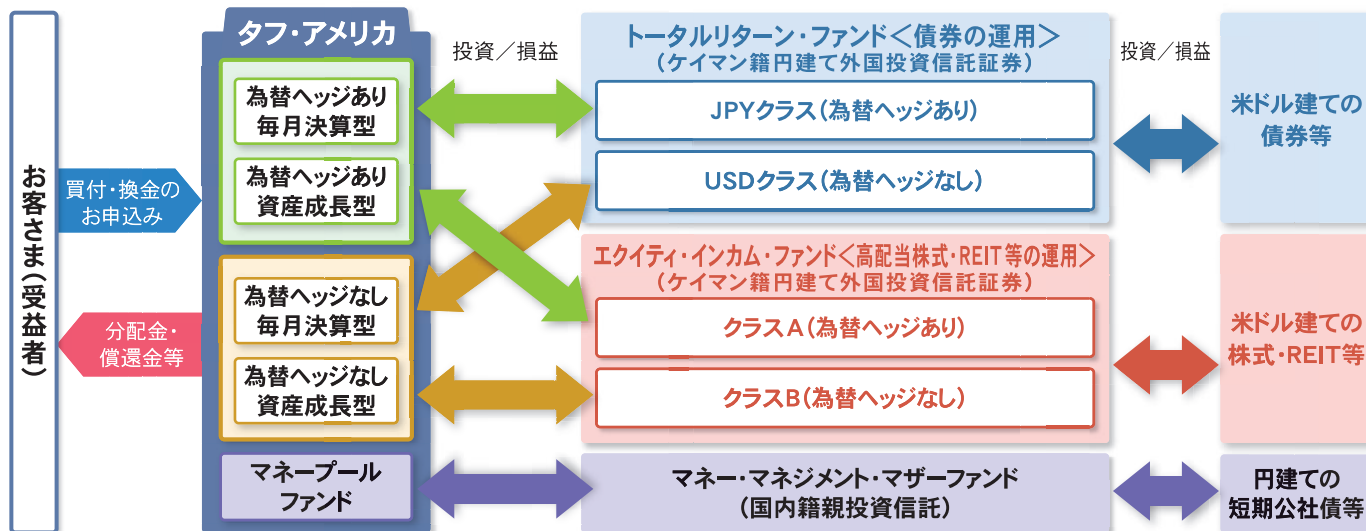


普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

ファンドの仕組み



●マネープールファンドを除く各ファンドはトータルリターン・ファンドおよびエクイティ・インカム・ファンドの各クラスの他に、マネー・マネジメント・マザーファンドに投資する場合があります。

主な投資制限

[各ファンド(マネープールファンドを除く)]

投資制限の対象	投資制限の内容
◆有価証券	投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
◆投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
◆外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

[マネープールファンド]

投資制限の対象	投資制限の内容
◆株式	株式への実質投資は行いません。
◆投資信託証券	投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
◆同一銘柄の転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
◆外貨建資産	外貨建資産への実質投資は行いません。

*有価証券先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

ファンドの目的・特色

(追加的記載事項)

以下は、2019年3月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

トータルリターン・ファンドの概要

ファンド名	トータルリターン・ファンド JPYクラス / USDクラス Total Return Fund JPY Class / USD Class
基本的性格	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て
運用目的	主に米ドル建ての多種多様な債券等を投資対象とし、機動的に債券種別配分を変更することで、あらゆる市場環境において安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することで、トータルリターンの最大化を目指します。
主要投資対象	米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。
投資方針	<p>1. 主に米ドル建ての多種多様な債券等を主要投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主に米国の国債・政府機関債、投資適格社債、ハイイールド債券、モーゲージ証券、資産担保証券、米国以外の国の発行する債券(新興国を含みます。)、バンクローンなどへ投資します。 ●米ドル建て以外の債券等への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の25%以内とします。ただし、米ドル建て以外の資産へ投資する場合は、対米ドルで為替取引を行い、実質的に米ドル建てとすることを基本とします。 ●原則として、ポートフォリオの平均格付けはBBB-格相当以上とします。 <p>2. 市場環境や投資機会に応じて、機動的に債券種別配分を変動させることで信託財産の成長を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マクロ経済分析(経済動向、金利動向など)や各債券セクター分析による期待リスク・リターンの算出を含むシナリオ分析、各債券種別の相対的魅力度および独自のアセット・アロケーションモデルを活用して各債券種別への配分を決定します。 ●債券セクター毎の運用チームが、定量分析と定性分析に基づいて、セクター内における個別銘柄の選定を行います。 <p>3. JPYクラスでは、原則として実質組入れ米ドル建て資産に対して対円で為替ヘッジを行います。USDクラスでは、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●同一発行体の事業債への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ●投資信託証券(ETFを除きます。)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。 ●株式への直接投資は行いません。債券等へ投資の結果、株式を保有することとなった場合は適時に売却します。 ●デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.04% (程度)</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>投資運用会社への報酬はかかりません(投資運用会社への報酬は、委託者報酬から支弁されます。)</p> <p>※上記の報酬は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	投資運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC (為替ヘッジはニューバーガー・バーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。)

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

エクイティ・インカム・ファンドの概要

ファンド名	エクイティ・インカム・ファンド クラスA／クラスB Equity Income Fund Class A / Class B
基本的性格	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建て
運用目的	主に株式、不動産投資信託証券(REIT)および転換社債等を中心に投資することで、安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することを目指します。
主要投資対象	主に米国地域の株式、REIT、転換社債等を主要投資対象とします。
投資方針	<ol style="list-style-type: none"> 主に公益株、その他の高配当株、REITおよび転換社債の4つのセクターを主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ●公益株、REIT、転換社債への各投資割合は、原則として取得時においてそれぞれファンドの純資産総額の40%以内とします。 ●主に米国地域の証券に投資します。非米国地域の証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の30%以内とします。 ●ポートフォリオの平均利回りは、S&P500指数の配当利回りを上回ることを目指します。 ●米ドル建て以外の資産への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の20%以内とします。 運用にあたっては、魅力的な配当利回り水準の銘柄を抽出した後、厳格なリサーチならびに企業の経営陣との定期的な面談等を組み合わせたボトムアップ・アプローチにより相対的に割安な銘柄を組み入れます。 <ul style="list-style-type: none"> ●投資銘柄の決定にあたっては、以下の項目を中心に調査します。 DCF法によるバリュエーション分析、良好な企業統治、持続可能な競争力、価格決定力、魅力的な産業動向、高い資産効率 等 クラスAでは、原則として組入れ資産に対して対円で為替ヘッジを行います。クラスBでは、原則として為替ヘッジは行いません。 ※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●株式への投資割合には制限を設けません。 ●同一発行体の証券への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ●投資信託証券(ETF、REITおよびその他金融商品取引所に上場しているものを除きます。)への投資は、原則としてファンドの純資産総額の5%以内とします。 ●デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	<p>管理報酬等：年0.04%（程度） 上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額(約40,000米ドル)が設定されています。 受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。 投資運用会社への報酬はかかりません(投資運用会社への報酬は、委託者報酬から支弁されます。) ※上記の報酬は将来変更になる場合があります。</p>
投資運用会社	投資運用会社：ニューバーガー・パーマン・インベストメント・アドバイザーズLLC (為替ヘッジはニューバーガー・パーマン・ヨーロッパ・リミテッドが行います。)

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。

マネー・マネジメント・マザーファンドの概要

ファンド名	マネー・マネジメント・マザーファンド
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> ①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> ①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。
投資信託委託会社	三井住友D S アセットマネジメント株式会社

投資リスク

- 各ファンド(マネープールファンドを除く)は、投資信託証券を通じて実質的に債券や株式、REITなど値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。マネープールファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

各ファンド(マネープールファンドを除く)

◆ 株価変動に伴うリスク	株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
◆ 金利変動に伴うリスク	投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
◆ 信用リスク	投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。当ファンドでは、低格付けの債券へも投資する場合がありますが、低格付けの債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行(デフォルト)となるリスクが高いとされます。 株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。 REITの財務状況等が悪化し、経営不安や倒産等に陥ったときには、REITの価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<p>◆為替リスク</p>	<p>■為替ヘッジあり 毎月決算型／為替ヘッジあり 資産成長型 当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券において、外貨建資産に対して対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、米ドル建て以外の一部の外貨建資産の通貨に対しては、原資産と異なる通貨で為替ヘッジを行うこと等があるため、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。</p> <p>■為替ヘッジなし 毎月決算型／為替ヘッジなし 資産成長型 当ファンドは、投資対象である外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p>
<p>◆流動性リスク</p>	<p>実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。</p>
<p>◆不動産投資信託 (REIT)投資のリスク</p>	<p>REITは、不動産を取り巻く環境や不動産市況の変化、保有する不動産または不動産ローン担保証券等の価格の変動、賃料収入または利息収入の増減、稼働率の変動等の影響を受けて価格が変動します。また、REITが借入れを行っている場合、金利支払い等の負担の増減やレバレッジ比率の変動により、価格が大幅に変動することがあります。この他、関連する法令や税制等が変更された場合、REITの価格に影響を受けることがあります。</p>
<p>◆転換社債投資のリスク</p>	<p>転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。 一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。</p>
<p>◆資産担保証券投資のリスク</p>	<p>資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。 資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格に影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。</p>
<p>◆バンクローン投資のリスク</p>	<p>バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。 バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。</p>

投資リスク

マネープールファンド

◆流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
◆金利変動に伴うリスク	投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
◆信用リスク	投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

その他の留意点

■資産配分に関する留意点

各ファンド(マネープールファンドを除く)では、市場動向に応じて各資産の配分を機動的に変更しますが、変更しない場合に比べて基準価額が下落する場合があります。

■外国投資信託証券への投資について

各ファンド(マネープールファンドを除く)において、外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

■クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

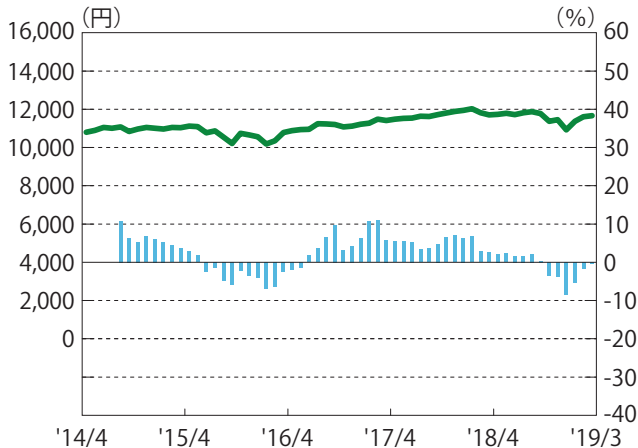
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

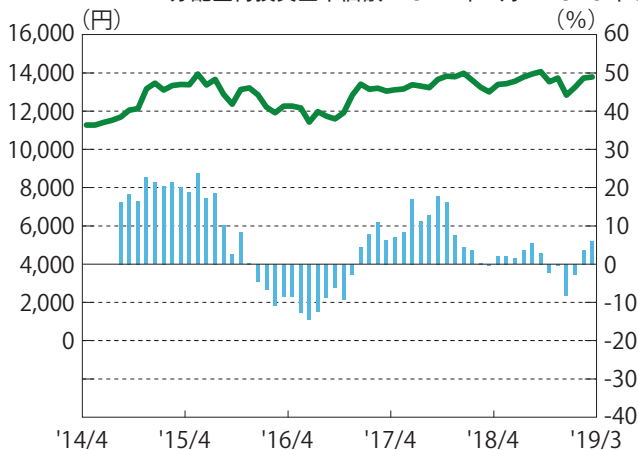
為替ヘッジあり 毎月決算型

年間騰落率:2014年8月~2019年3月
分配金再投資基準価額:2014年4月~2019年3月



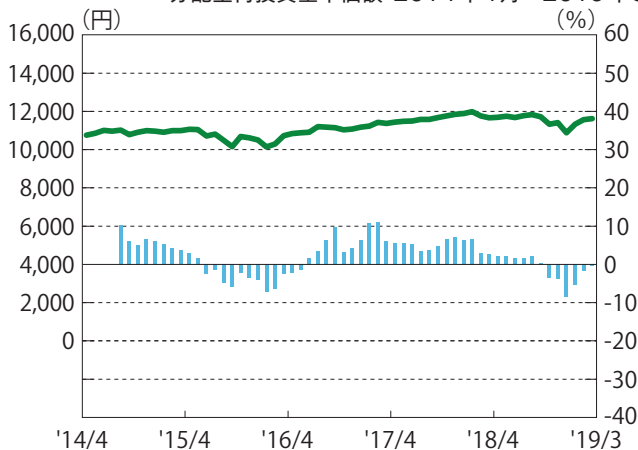
為替ヘッジなし 毎月決算型

年間騰落率:2014年8月~2019年3月
分配金再投資基準価額:2014年4月~2019年3月



為替ヘッジあり 資産成長型

年間騰落率:2014年8月~2019年3月
分配金再投資基準価額:2014年4月~2019年3月

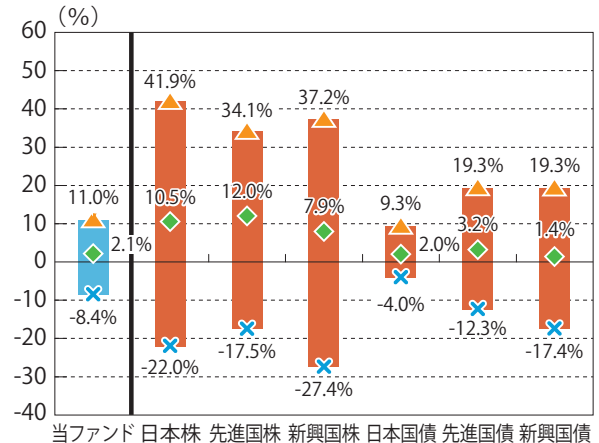


■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

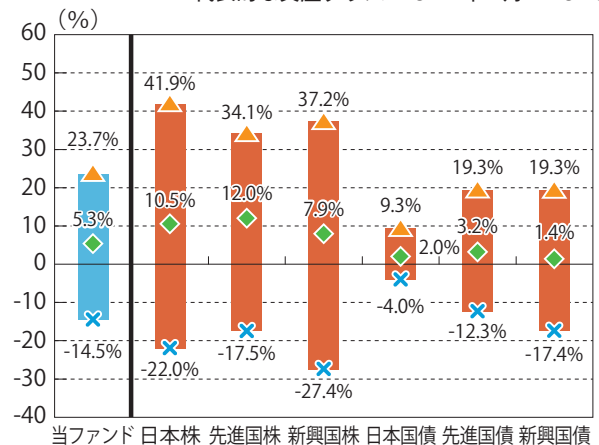
為替ヘッジあり 毎月決算型

当ファンド:2014年8月~2019年3月
代表的な資産クラス:2014年4月~2019年3月



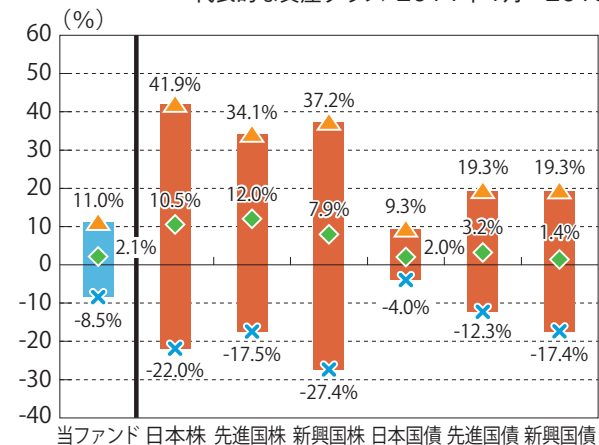
為替ヘッジなし 毎月決算型

当ファンド:2014年8月~2019年3月
代表的な資産クラス:2014年4月~2019年3月



為替ヘッジあり 資産成長型

当ファンド:2014年8月~2019年3月
代表的な資産クラス:2014年4月~2019年3月



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

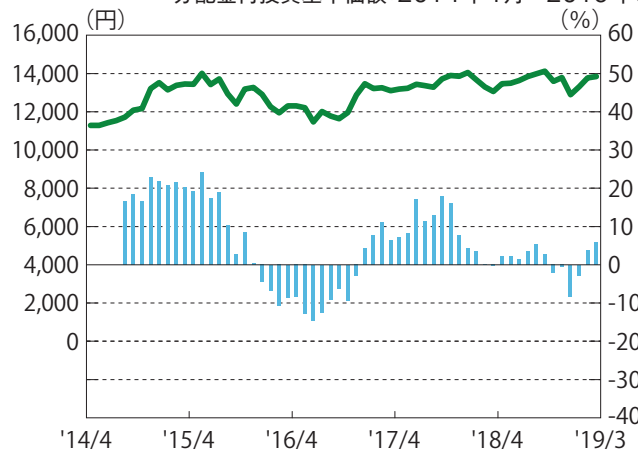
※各グラフの説明は、12ページをご参照ください。

投資リスク

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

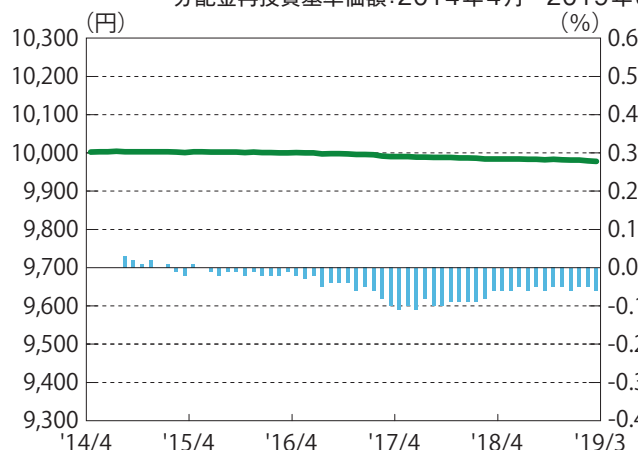
為替ヘッジなし 資産成長型

年間騰落率:2014年8月~2019年3月
分配金再投資基準価額:2014年4月~2019年3月



マネープールファンド

年間騰落率:2014年8月~2019年3月
分配金再投資基準価額:2014年4月~2019年3月



■ 年間騰落率(右目盛) ■ 分配金再投資基準価額(左目盛)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

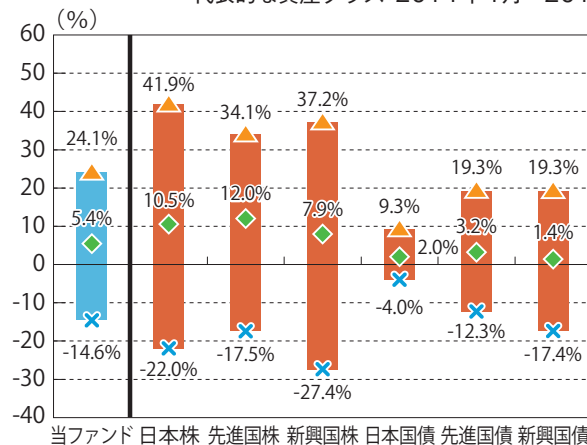
資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

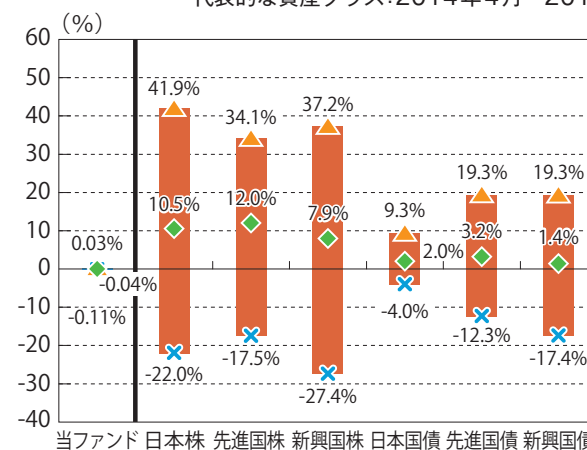
為替ヘッジなし 資産成長型

当ファンド:2014年8月~2019年3月
代表的な資産クラス:2014年4月~2019年3月



マネープールファンド

当ファンド:2014年8月~2019年3月
代表的な資産クラス:2014年4月~2019年3月



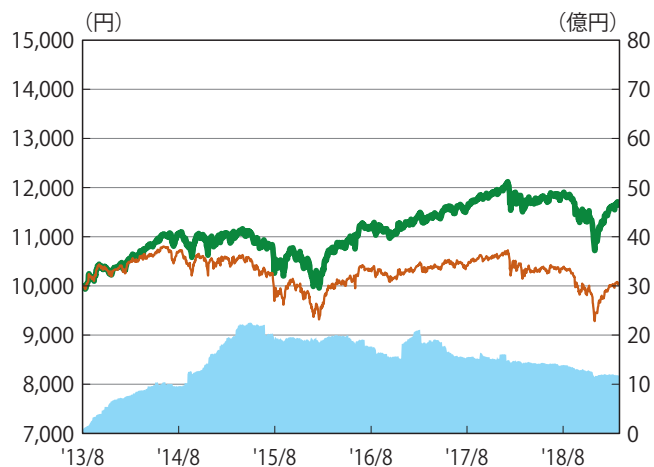
◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご注意ください。

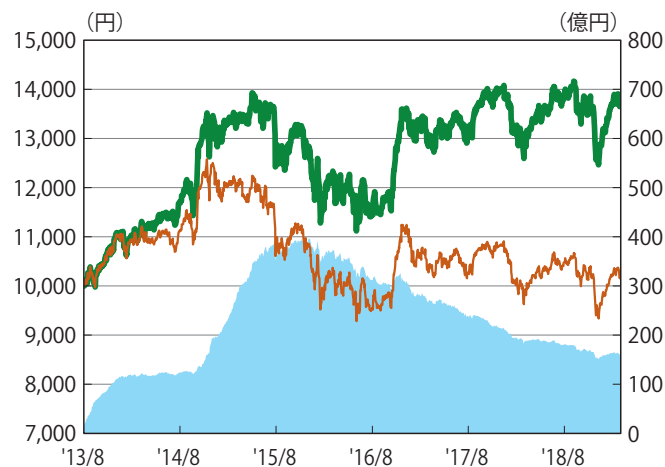
2019年3月29日現在

基準価額・純資産の推移(設定日～2019年3月29日)

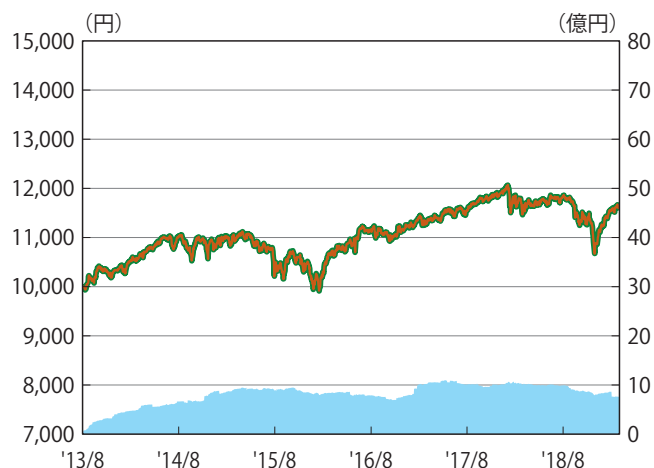
為替ヘッジあり 毎月決算型



為替ヘッジなし 毎月決算型



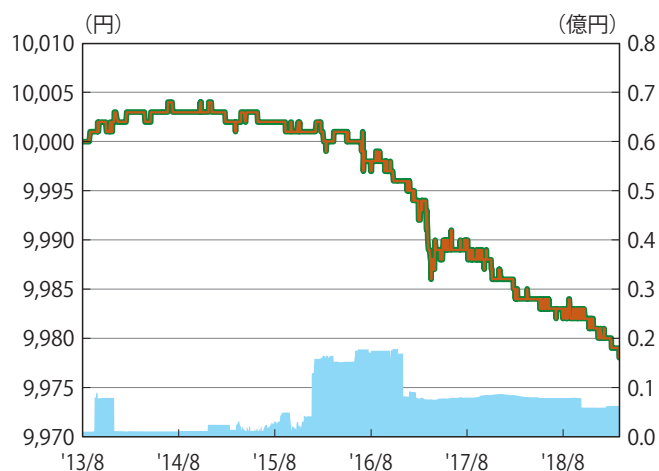
為替ヘッジあり 資産成長型



為替ヘッジなし 資産成長型



マネープールファンド



■ 純資産総額:右目盛 ■ 基準価額:左目盛 ■ 分配金再投資基準価額:左目盛

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

運用実績

分配の推移

	為替ヘッジあり 毎月決算型	為替ヘッジなし 毎月決算型
2019年 3月	20円	20円
2019年 2月	20円	20円
2019年 1月	20円	20円
2018年12月	20円	20円
2018年11月	20円	20円
直近1年間累計	240円	270円
設定来累計	1,550円	3,260円

* 分配金は1万口当たり、税引前

	為替ヘッジあり 資産成長型	為替ヘッジなし 資産成長型	マネーブル ファンド
2019年 2月	0円	0円	0円
2018年 8月	0円	0円	0円
2018年 2月	0円	0円	0円
2017年 8月	0円	0円	0円
2017年 2月	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

主要な資産の状況

為替ヘッジあり 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class A	52.6%
Total Return Fund JPY Class	45.6%

為替ヘッジなし 毎月決算型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class B	52.7%
Total Return Fund USD Class	45.8%

為替ヘッジあり 資産成長型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class A	52.7%
Total Return Fund JPY Class	45.5%

為替ヘッジなし 資産成長型

投資銘柄	投資比率
Equity Income Fund Class B	52.7%
Total Return Fund USD Class	45.5%

マネーブルファンド

投資銘柄	投資比率
マネー・マネジメント・マザーファンド	100.0%

* 投資比率は全て純資産総額対比

参考情報

トータルリターン・ファンド(上位5銘柄)

	投資銘柄	国名	種別	投資比率
1	iShares JPモルガン エマージング・ボンド・ファンド	米国	ETF(エマージング債券)	7.8%
2	iShares IBOXX ハイ・イールド・コーポレート・ボンド	米国	ETF(ハイイールド債)	7.0%
3	米国国債	米国	米国国債	5.9%
4	SPDRブルームバーグ・パークレイズ・ハイイールド債ETF	米国	ETF(ハイイールド債)	4.3%
5	フレディマック Gold 30年債	米国	政府系MBS	3.8%

* 投資比率はトータルリターン・ファンドの保有する債券等の時価総額対比

マネー・マネジメント・マザーファンド(上位10銘柄)

	投資銘柄	種別	投資比率
1	7 政保原賠・廃炉	特殊債券	26.4%
2	80 政保道路機構	特殊債券	15.9%
3	85 政保道路機構	特殊債券	10.6%

* 投資比率はマネー・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

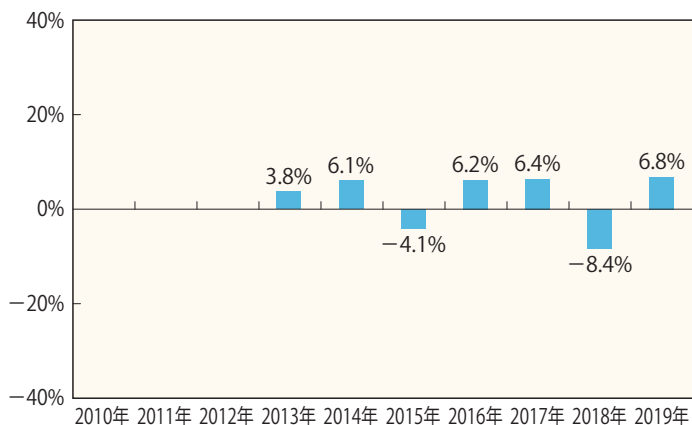
エクイティ・インカム・ファンド(上位5銘柄)

	投資銘柄	国名	業種	投資比率
1	ネクステラ・エナジー	米国	公益事業	3.5%
2	ベライゾン・コミュニケーションズ	米国	コミュニケーション・サービス	2.8%
3	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	米国	金融	2.7%
4	フットロッカー	米国	一般消費財・サービス	2.6%
5	ナイソース	米国	公益事業	2.6%

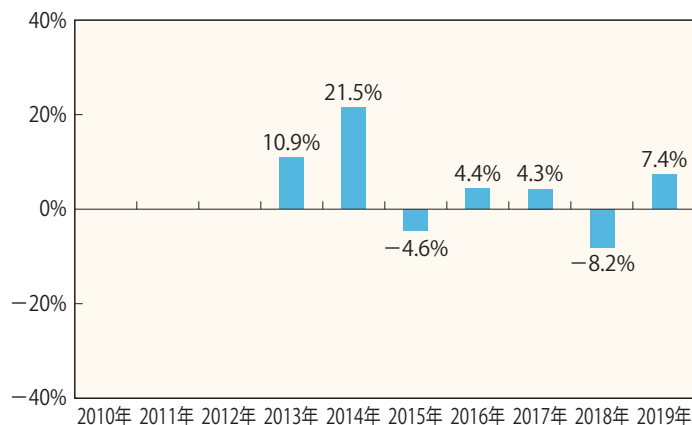
* 投資比率はエクイティ・インカム・ファンドの純資産総額対比 * 業種は世界産業分類基準(GICS)

年間収益率の推移

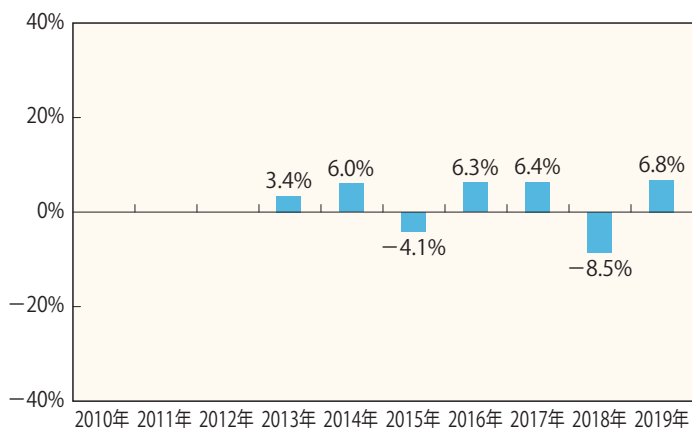
為替ヘッジあり 毎月決算型



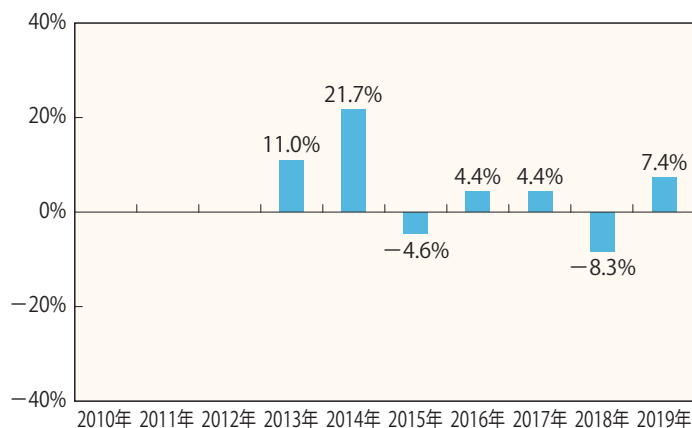
為替ヘッジなし 毎月決算型



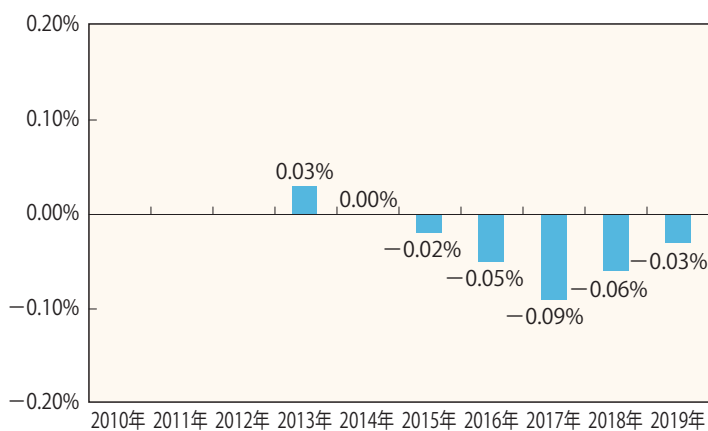
為替ヘッジあり 資産成長型



為替ヘッジなし 資産成長型



マネープールファンド



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年8月28日)から年末までの収益率、2019年は3月末までの収益率です。
 * ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。
 * ファンドには、ベンチマークはありません。

- ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
購入申込について	販売会社によっては一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	各ファンド(マネープールファンドを除く)につき、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2019年4月1日から2019年11月22日までです。 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	[各ファンド(マネープールファンドを除く)] 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受けたご換金の受付を取消すことがあります。 [マネープールファンド] 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。
信託期間	2013年8月28日から2023年8月22日までです(約10年)。
繰上償還	各ファンド(マネープールファンドを除く)が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。 また、各々につき信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。
決算日	[毎月決算型] 毎月22日(該当日が休業日の場合は翌営業日) [資産成長型/マネープールファンド] 毎年2月、8月の22日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	[毎月決算型] 年12回の決算時に分配を行います。 [資産成長型/マネープールファンド] 年2回の決算時に分配を行います。 *分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	[各ファンド(マネープールファンドを除く)] 各々につき5,000億円 [マネープールファンド] 1兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は2019年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>[各ファンド(マネープールファンドを除く)] 購入価額に3.24%*1 (税抜 3.0%)を上限として販売会社毎に定めた率を乗じて得た額とします。 ※各ファンド(マネープールファンドを除く)の購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 *1 消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。</p> <p>購入時手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。</p> <p>[マネープールファンド] ありません。 ※マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。 ※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。</p>
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>[各ファンド(マネープールファンドを除く)] 信託報酬率は、年率 1.809%*2 (税抜 1.675%)とします。 *2 消費税率が10%になった場合は、年率1.8425%となります。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分></p>		
	当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)		
	委託会社	年率1.00%(税抜)	ファンドの運用等の対価
	販売会社	年率0.65%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.025%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	投資対象とする投資信託証券	年率0.04%程度*	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等
	実質的な負担	年率 1.849%*3 (税込)程度	—
	<p>※当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあります。 *3 消費税率が10%になった場合は、年率1.8825%となります。</p> <p>[マネープールファンド] 信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.648*4(税抜0.60)を乗じて得た率とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、年率 0.648%*5 (税抜 0.60%)を上限とします。 *4 消費税率が10%になった場合は、0.66となります。 *5 消費税率が10%になった場合は、年率0.66%となります。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分></p>		
		純資産総額に上記の率を乗じて得た額を下記の比率で配分します。	—
	委託会社	45%	ファンドの運用等の対価
販売会社	45%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	
受託会社	10%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
その他の費用・手数料	<p>財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。 ※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>		

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・少額投資非課税制度[愛称：NISA(ニーサ)]をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方^{*}で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・^{*}20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。
- ・上記は2019年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。